

スマートフォン決済サービスを利用した不正振替事犯に係る対策について

1 概要

スマートフォン決済サービスを利用した不正振替事犯に係る手口等が判明したことから、それら判明事項を活用して同種事案による被害防止等のための対策を実施した。

2 スマートフォン決済サービスを利用した不正振替事犯の手口等

(1) 背景となる事案の概要

事業者が提供するスマートフォン決済サービスに関して、同社と業務提携する金融機関に開設された口座情報を不正に入手・連携し、不正な振替（チャージ）を行うものであり、以下の特徴がみられた。

- 犯行に用いるため、被疑者等がスマートフォン決済サービスのアカウントを作成
- 口座番号等のほか、キャッシュカード暗証番号が分かればスマートフォン決済サービスとの連携が可能である金融機関に被害が集中

(2) 判明した主な手口等

- ① 携帯電話販売代理店が携帯電話サービス利用申込みに係る個人情報を無断で領得し、当該情報を用いて、不正出金の被害が生じた預貯金口座をスマートフォン決済サービスとひも付けて口座振替（チャージ）を実施
- ② 第三者の電子メールアカウントを正規利用者に無断で利用して、犯行に用いるスマートフォン決済サービスのアカウントを作成
- ③ スマートフォン決済サービスのアカウント作成から被害口座との連携までを短期間で大量に行いつつ、買い子が別の携帯電話端末から短時間で連続決済を実施

3 対策

(1) 金融機関に対する不正に取得された口座情報の提供

2 (2)①の手口で領得された約3,600口座分の口座情報について、警視庁から、(一財)日本サイバー犯罪対策センター（J C 3）の枠組みも活用して該当する金融機関に対して情報提供するとともに、金融機関における調査や被害防止対策への活用を働き掛けた。

(2) サービス提供事業者に対する「無断で用いられた電子メールアカウント」情報の提供

2 (2)②の手口で無断で用いられた約600の電子メールアカウントについて、警視庁から、電子メールサービスの提供事業者に対して情報提供するとともに、パスワードリセットやアカウント停止、正規利用者へ連絡などの対策の実施を働き掛けた。

(3) 金融機関及びスマートフォン決済サービス提供事業者における対策強化の要請

警察庁から、金融庁及び関係団体に対して、2 (2)①から③の手口等について情報提供するとともに、それらを踏まえた金融機関及びスマートフォン決済サービス提供事業者における不正防止対策の強化を要請した。